

総合評価落札方式の評価要領

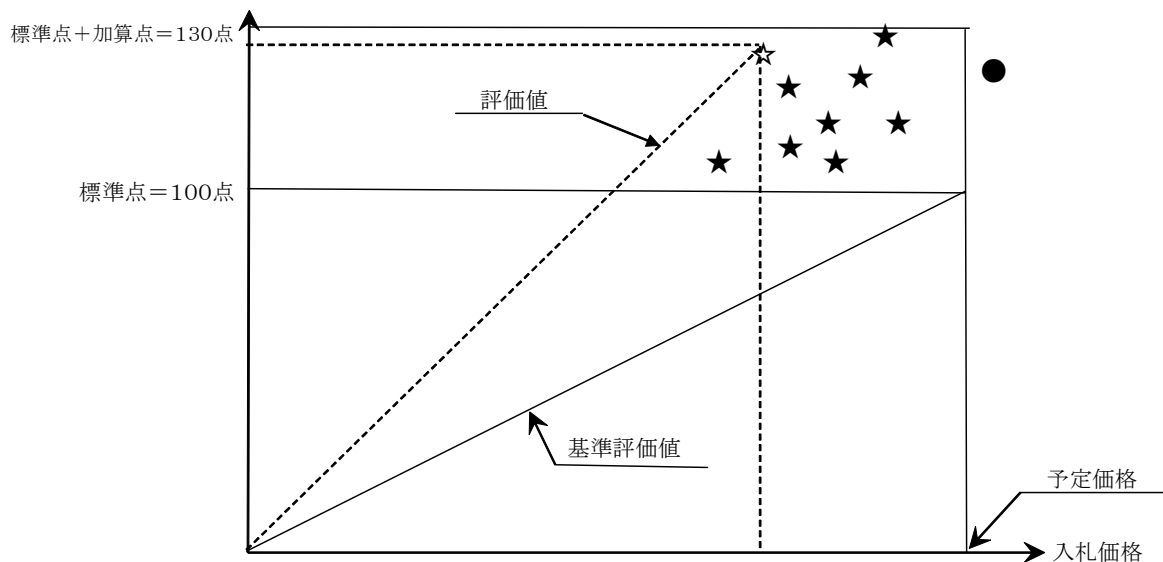
1. 総合評価落札方式（簡易型）の考え方

総合評価落札方式（簡易型）は、各評価項目の評価内容に係る点数評価方法であり、5. 加算点の付与の考え方により点数を付与する方式である。

2. 総合評価の仕組み

① 総合評価の仕組み

総合評価の仕組みを以下に示す。



- ☆ : 落札者
- ★ : 非落札者(落札条件を満たすが他と比べ評価値が低い者)
- : 非落札者(予定価格以上)

$$\text{基準評価値} = \text{標準点 (100点)} / \text{予定価格}$$

$$\text{評価値} = (\text{標準点+加算点}) / \text{入札価格}$$

$$\text{予定価格} = \text{発注側で予定している価格}$$

$$\text{入札価格} = \text{それぞれの企業の入札した価格}$$

② 落札者の決定方法

以下の条件を満たし、評価値が最も高い者を落札者とする。

- a. 入札価格 ≤ 予定価格
- b. 最低限の要求要件を満たすこと（標準点以上）
- c. 評価値 ≥ 基準評価値

* 条件を満たし、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、入札執行事務に携わらない職員にくじを引かせて落札者を決定する。

3. 評価項目及び評価指標

① 入札に参加しようとする者の技術力に関する事項

同種工事の施工実績、工事成績、優良工事表彰、安全管理優良表彰により評価する。

ア 同種工事の施工実績【標準点】

競争参加資格の確認のために提出された施工実績のうち、平成23年度から令和7年度までに完成・引渡しが完了した工事を評価する。（別記様式2-1）

なお、CORINS等での記載内容で、より高い同種性等の施工実績が不明な場合については、施工実績が確認できる必要最小限の図面（例：特記仕様書、平面図、構造図等）を必ず添付すること。

イ 工事成績【加算点】

工事成績について、厚生労働省発注工事及び工事成績相互利用対象工事（表1、表2）の本発注工事の工事種別における令和6年度及び令和7年度に完成・引渡しが完了した工事の工事成績評定点の平均点を評価する。（別記様式2-2）ただし、請負代金額が500万円未満の工事は除く。なお、工事成績評定通知書の写しを必ず添付すること。添付がない場合は評価しない。

ウ 優良工事表彰受賞、安全管理優良表彰の有無【加算点】

優良工事表彰、安全管理優良表彰について、国、都道府県、市町村発注工事において令和6年度及び令和7年度に受けた表彰の有無を別記様式2に記載すること。

また、表彰状の写しを必ず添付すること。添付がない場合は評価しない。

表彰は本発注工事の工事種別に限定するものではない。また、申請できる件数は1件とする。

② 配置予定技術者の能力に関する事項

同種工事の工事経験、同種工事の工事成績、優秀工事技術者表彰により評価する。

ア 同種工事の工事経験【標準点】

競争参加資格の確認のために提出された工事経験のうち、平成 23 年度から令和 7 年度までに完成・引渡し完了した工事を評価する。（別記様式 3-1）

なお、CORINS 等での記載内容で、より高い同種性等の工事経験が不明な場合については、工事経験が確認できる必要最小限の図面（例：特記仕様書、平面図、構造図等）必ず添付すること。

イ 同種工事の工事成績【加算点】

競争参加資格の確認のために提出された同種工事の工事経験が、厚生労働省の発注した工事又は工事成績相互利用対象工事（表 1、表 2）であり、かつ令和 4 年度から令和 7 年度までに完成・引渡し完了した工事である場合の工事成績評定点について、評価する。ただし、請負代金額が 500 万円未満の工事は除く。（別記様式 3-2）

なお、工事成績評定通知書の写しを必ず添付すること。添付がない場合は評価しない。

ウ 優秀工事技術者表彰【加算点】

優秀工事技術者表彰について、国、都道府県、市町村発注工事において令和 4 年度から令和 7 年度までに受賞した表彰の有無を評価する。（別記様式 3-1）

なお、表彰状の写しを添付すること。添付がない場合は評価しない。申請できる件数は 1 件とする。各年度で複数回受賞していても、重複しての評価はしない。

③ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する事項【加算点】

えるぼし認定企業、くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業、トライくるみん、ユースエール認定企業の認定を得た企業を評価する。複数の認定を受けていても重複して加算はされない。

ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、女性活躍推進法（平成 27 年法律第 64 号）、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）その他の関係法令に基づく認定（認定の基準が複数あるものにあつては、労働時間等の働き方その他ワーク・ライフ・バランスに関する基準を満たすものに限る。）を受けた企業は、当該基準適合一般事業主認定通知書の写しを添付すること。

⑤ 賃上げの実施を表明した企業等の評価【加算点】

大企業においては、事業年度（もしくは暦年）において、対前年度比（もしくは対前年比）で給与等受給者一人当たりの平均受給額を 3%以上増加させる旨、従業員に表明していること、中小企業においては、事業年度（もしくは暦年）において、対前年度比（もしくは対前年比）で給与総額を 1.5%以上増加させる旨、従業員に表明している企業を評価する。従業員への賃金引き上げ計画の表明書を添付すること。添付がない場合は評価しない。

4. 標準点及び加算点

- ① 標準点:発注者が求める条件（標準案）を満たしていれば、標準点として100点を付与する。
 ② 加算点:「5. 加算点の付与」の考え方に応じて付与する点数とする。

5. 加算点の付与

入札参加者に対する加算点付与の考え方以下の通りとする。

評価項目	評価基準	評価点
[企業の技術力]		
同種工事の施工実績 (過去15年間)	より高い同種性が認められる。 「施工額が6000万円以上の張り替え工事等の外壁改修工事」	5.0
	同種性が認められる。 「提出された施工実績が、上記以外のもの」	0
工事成績 (過去2年間)	80点以上	5.0
	75点以上80点未満	3.5
	70点以上75点未満	2.5
	70点未満(含実績なし)	0
優良工事表彰受賞の有無 (過去2年間)	表彰あり	2.0
	表彰なし	0
安全管理優良表彰の有無 (過去2年間)	表彰あり	1.5
	表彰なし	0
[配置予定技術者の能力]		
同種工事の工事経験 (過去15年間)	より高い同種性が認められる。 「施工額が6000万円以上の張り替え工事等の外壁改修工事」	4.0
	同種性が認められる。 「提出された工事経験が上記以外のもの」	0
同種工事の工事成績 (過去4年間)	80点以上	4.0
	75点以上80点未満	2.5
	70点以上75点未満	1.5
	70点未満(含実績なし)	0
優秀工事技術者表彰 (過去4年間)	表彰あり	1.5
	表彰なし	0

ワーク・ライフ・バランス			
ワーク・ライフ・バランス 「えるぼし認定、くるみんな認定企業、プラチナ認定企業、トライくるみんな、ユースエール認定」	女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業）	プラチナえるぼし	1.5
		3段階目（認定基準5つ全てが○となっているか）※女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令（平成27年10月28日厚生労働省令第162号）第8条に定める基準。	1.25
		2段階目（認定基準5つのうち3～4つが○となっているか）※女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令（平成27年10月28日厚生労働省令第162号）第8条に定める基準。このうち、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。	1.0
		1段階目（認定基準5つのうち1～2つが○となっているか）※女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令（平成27年10月28日厚生労働省令第162号）第8条に定める基準。このうち、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。	0.75
		行動計画を策定しているか。※女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。	0.5
	次世代法に基づく認定（くるみんな認定企業・プラチナくるみんな認定企業）	プラチナくるみんなの認定を受けているか。	1.5
		・くるみんな（令和7年4月1日以降の基準）の認定を受けているか。	1.25
		・くるみんな（令和4年4月1日から令和7年3月31日までの基準）の認定を受けているか。	1.0
		・トライくるみんなの認定を受けているか。	0.75
		・くるみんな（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）の認定を受けているか。	0.75
		若者雇用促進法に基づく認定を受けているか。（ユースエール認定企業）	1.5

賃上げ		
賃上げ表明企業	表明あり	2.5
「大企業3% 中小企業1.5%」	表明なし	0
工事信頼度		
工事信頼度	事故等による安全対策について、口頭注意後2週間	-1
「審査基準日時点における、右欄に掲げる措置等の有無」	事故等による安全対策について、文書注意後2週間	-2
	賄賂等による指名停止の有無を評価し、営業停止または指名停止期間処理後の3～6ヶ月、文書注意後2ヶ月、口頭注意後1ヶ月	-2
合計加算点の最大値		30

6. 落札者の決定
評価値及び落札者の決定（入札参加者が10者の場合の例）

入札者	標準点	加算点 合計	点数 合計 (a)	入札価格 (b)	評価度 (a/b)	評価順位 (落札者)
①	100	30.0000	130.000	1.9500	66.6666	☆ 1
②	100	15.0000	115.000	1.7500	65.7142	2
③	100	20.0000	120.000	1.8500	64.8648	3
④	100	0.0000	100.000	1.5500	64.5161	4
⑤	100	25.0000	125.000	1.9500	64.1025	5
⑥	100	12.0000	112.000	1.7500	64.0000	6
⑦	100	5.0000	105.000	1.6500	63.6363	7
⑧	100	15.0000	115.000	1.9000	60.5263	8
⑨	100	18.0000	118.000	2.0500	—	注1 —
⑩	100	30.0000	130.000	2.2000	—	注1 —

- ・注1：予定価格を超過
- ・☆：落札者
- ・予定価格＝2.0（億円）
- ・加算点、評価点については、少数第5位切り捨て

表 1 工事成績相互利用適用対象工事

発注機関	工事発注担当部局等	相互利用の適用対象となる工事
衆議院	衆議院庶務部営繕課 同 電気施設課	平成 26 年 4 月 1 日以降に完成した 工事
参議院関係	参議院事務局監理部営繕課 同 電気施設課	平成 24 年 4 月 1 日以降に完成した 工事
最高裁判所関係	最高裁判所 各高等裁判所	平成 22 年 7 月 1 日以降に発注手続 を行った工事
国立国会図書館	国立国会図書館総務部会計課 国立国会図書館関西館総務課	平成 27 年 4 月 1 日以降に完成した 工事
内閣府 (内閣官房)	内閣総務官室 (会計担当) 内閣府大臣官房会計課	平成 25 年 4 月 1 日以降に公告した 工事
	沖縄総合事務局開発建設部営繕課	全ての工事
国家公安委員会関係	警察庁長官官房会計課	平成 24 年 8 月 1 日以降に工事請負 契約を締結した工事
	警察大学校 科学警察研究所 皇宮警察本部 各管区警察局 各管区警察学校 北海道警察情報通信部及び東京都警察情報 通信部 警視庁及び各道府県警察本部の発注に係る 工事のうち支出負担行為担当官が発注する もの	平成 25 年 4 月 1 日以降に工事請負 契約を締結した工事
法務省関係	法務省大臣官房施設課 各法務局 検察庁 行刑施設 少年施設 鑑別所 観察所 入国管理局 公安調査局	平成 25 年 4 月 1 日以降に完成した 工事
外務省関係	外務省大臣官房会計課	平成 24 年 4 月 1 日以降に完成した 工事

文部科学省関係	大臣官房会計課、大臣官房文教施設企画部 国立教育政策研究所 科学技術・学術政策研究所 日本学士院 文化庁 スポーツ庁	平成23年4月1日以降に工事請負契約を締結した工事
	国立大学法人等（表2による）	（表2による）
厚生労働省関係	厚生労働省	平成23年4月1日以降に発注手続を行った工事
農林水産省関係	農林水産省大臣官房経理課（～H27.9.30）	平成22年4月1日以降に完成した工事
	〃 〃 予算課（H27.10.1～）	
国土交通省関係	大臣官房官庁営繕部 各地方整備局（営繕部及び営繕事務所） 北海道開発局営繕部	全ての工事
	航空局空港技術課（旧空港安全・保安対策課、旧技術企画課、旧建設課を含む。）、地方航空局空港部建築室（旧土木建築課を含む。）及び機械課並びに航空交通管制部施設運用管理官（旧施設課を含み、旧航空灯火・電気技術室を除く。）	平成22年4月1日以降に完成した工事（平成21年4月1日以前に発注した、多年度債務負担による工事を除く。）
環境省関係	自然環境局 各国民公園等管理事務所 各地方環境事務所 各都道府県の自然公園等事業担当部（局） （環境省から施行委任したものに限る）	平成23年4月1日以降に発注手続を行った工事
防衛省関係	① 各地方防衛局（旧地方防衛施設局を含む。）、各防衛支局（旧防衛施設支局を含む。） ② 本省内部部局 防衛大学校 防衛医科大学校 防衛研究所 統合幕僚監部 陸上幕僚監部 海上幕僚監部 情報本部	

	防衛監察本部 陸上自衛隊 海上自衛隊 航空自衛隊 防衛装備庁	
石川県	石川県土木部営繕課	平成 22 年 7 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までに完成した工事

表 2 工事成績相互利用適用対象工事のうち国立大学法人等

対象国立大学法人等	工事発注担当部局等		相互利用の適用対象となる工事
国立大学法人関係	全ての国立大学法人		平成 23 年 4 月 1 日以降に契約した工事
大学共同利用機関法人関係	人間文化研究機構	本部事務局 国立歴史民俗博物館 国文学研究資料館 国立国語研究所 国際日本文化研究センター 総合地球環境学研究所 国立民族学博物館	
		自然科学研究機構 本部事務局 国立天文台 核融合科学研究所 岡崎統合事務センター	
	高エネルギー加速器研究機構		
	情報・システム研究機構	本部事務局 国立極地研究所 国立情報学研究所 統計数理研究所 国立遺伝学研究所	
独立行政法人関係	国立科学博物館		
	国立文化財機構		
	宇宙航空研究開発機構		
	日本スポーツ振興センター		
	日本学生支援機構		
	国立高等専門学校	全ての国立高等専門学校	

	校機構	
	大学改革支援・学位授与機構	
	科学技術振興機構	平成 25 年 9 月 1 日以降に完成した工事
	日本芸術文化振興会	平成 26 年 4 月 1 日以降に工事請負契約を締結した工事
	国立青少年教育振興機構	平成 25 年 10 月 1 日以降に完成した工事
	日本原子力研究開発機構	平成 27 年 10 月 1 日以降に完成した工事

各発注機関が登録している「工事成績の相互利用適用対象工事」は、国土交通省ホームページの下記に掲載されている。掲載されていない工事がある場合は、各発注機関から通知された工事成績評定通知書の写しを添付すること。工事成績評定通知書の写しを添付しない場合は競争参加資格がないと判断する。

https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000001_1.html